

高砂市不育症治療費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医師の診断により不育症の検査及び治療を受けている夫婦の精神的及び経済的な負担を軽減するため、当該夫婦に対し治療に要する費用を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「不育症」とは、流産や死産、早期新生児死亡の既往が2回以上あることをいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第5条に規定する申請をした日及び当該申請に係る不育症に対する治療の期間において、夫及び妻がともに高砂市に住民登録があり、かつ、法律上の婚姻又は届出をしていないが事実上の婚姻をしている夫婦であること。
- (2) 夫及び妻が医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であること。
- (3) 第5条に規定する申請をした日において、夫及び妻のいずれにも市税の滞納がないこと。
- (4) 不育症に対する治療によって出産の見込みがあると医師に診断された者であること。
- (5) 平成28年4月1日以降に不育症の治療等を受けた者であること。
- (6) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦であること。
- (7) その他助成を行うに当たって市長が必要と認める要件を満たしていること。

(助成の額等)

第4条 この要綱による助成の対象となる費用は、国内の医療機関において実施された不育症に対する治療等（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合を含む。）に要した費用のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 不育症の診断に係る検査
 - ア 不育症のリスク因子の検査
 - イ 夫婦染色体検査
- (2) 不育症と診断された者が妊娠した際に行われた次に掲げる治療
 - ア 低用量アスピリン療法
 - イ ヘパリン療法（ヘパリン在宅自己注射療法を含む。）（ヘパリノイドを使用する場合を含む。）
 - ウ その他医師が必要と認めたもの
- (3) その他市長が特に必要と認めたもの

2 助成する額は、1組の夫婦について1年度（1月診療分から12月診療分までの期間をいう。以下同じ。）につき、前項に規定する助成の対象となる費用の総額（医療保険各法の規定により保険者から給付される額を除く。）とする。ただし、当該総額は、10万円を限度とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、助成の対象としないものとする。

- (1) 入院時の食事療養標準負担額、文書料、個室料等の不育症に対する治療に直接関係のない費用
- (2) 出産（流産、死産等である場合を含む。）に係る費用
- (3) 他の地方公共団体で助成されていた期間に係る不育症治療費等の費用

（申請及び決定）

第5条 この要綱による助成を受けようとする対象者は、高砂市不育症治療費助成事業申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 高砂市不育症治療費助成事業受診等証明書（様式第2号）
- (2) 国内の医療機関の発行する助成の対象となる不育症の検査及び治療に係る領収書
- (3) 高砂市不育症治療費助成事業受診等証明書（薬局用）（様式第3号）又は国内の薬局の発行する助成の対象となる不育症に対する治療に係る薬剤の明細書
- (4) 国内の薬局の発行する助成の対象となる不育症に対する治療に係る領収書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 1年度の不育症の検査及び治療に係る前項の規定による申請は、当該1年度に係るものにつき1回限りとし、当該1年度に係る年の4月1日から翌年の3月31日までの間に行うものとする。

3 市長は、高砂市不育症治療費助成事業申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、助成の可否を決定する。

4 市長は、前項の規定により助成の決定をしたときは高砂市不妊・不育症治療費助成事業承認決定通知書（様式第4号）により、不承認と決定したときは高砂市不妊・不育症治療費助成事業不承認決定通知書（様式第5号）により、申請をした者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第6条 市長は、偽りその他不正な手段によって助成金を受けた者に対し、その返還を求めることができる。

2 前項の規定により助成金の返還を求められた者は、速やかに、市長に返還しなければならない。

（実施上の留意事項）

第7条 この事業の関係者は、申請をした者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、この要綱による事務を処理するための個人情報等を他に漏らしてはならない。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。(所得制限撤廃、事実婚、回数1子ごと、押印廃止)

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。(保険適用に伴う対象者要件、様式第1、6号の変更)

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、令和3年4月1日より適用する。(助成対象の治療の追加)

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。(助成対象者、助成金の額等、申請及び決定、様式第1、2、4、5号の変更)
- 2 令和5年10月1日においてこの要綱による改正後の高砂市不育症治療費助成事業実施要綱第4条第1項各号のいずれかの不育症に対する治療等を受けている者については、同条第2項の規定にかかわらず、同日を含む当該治療等を開始した日から翌年の12月31日までの期間をもって1年度とする。